

長浜市病院事業公告第5号

市立長浜病院SPD業務委託について、公募型プロポーザル方式により契約の相手方の選定を行うので、次のとおり公告します。

令和元年7月25日

長浜市病院事業管理者 野田 秀樹

1 業務の概要

- (1) 業務の名称 市立長浜病院SPD業務
- (2) 業務の目的 院内の効率的な物品供給及び在庫物品の適正化にかかる病院の経費削減を目的とする。
- (3) 業務の内容 「市立長浜病院SPD業務委託公募型プロポーザル実施要領」および「SPD業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 令和2年2月1日から令和7年1月31日
地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

2 参加資格

1の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 令和元年度の長浜市一般競争入札参加有資格名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者に該当しない者であること。
- (3) 長浜市及び長浜市病院事業から入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のア～カまでのいずれの場合に該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等の関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は関与していると認められたとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当すると知りながら、当該相手方と契約の締結をしたと認められたとき。

(6) 平成 26 年以降に病床数 400 床以上の病院での診療材料・医薬品の搬送・在庫管理業務の受託実績を有すること。

(7) 平成 26 年以降に病床数 400 床以上の病院での手術室の運営支援業務の受託実績を有すること。

3 選考方法

上記 2 の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を市立長浜病院 S P D 業務業者選考委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

4 応募手続等

(1) 担当部局（書類等の提出先および問い合わせ先）

市立長浜病院 事務局 経営企画課用度グループ

〒526-8580

滋賀県長浜市大成亥町 3 1 3 番地

電話番号 0749-68-2300

電子メールアドレス youdo@nagahama-hp.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領のその他の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和元年 7 月 2 5 日（木）から 8 月 2 3 日（金）まで

イ 交付場所

市立長浜病院ホームページにて掲載（ダウンロードのみ）

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書等

(3) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 実施要領、仕様書等に対して質問できる者は、上記 2 の参加資格を満たしている者とする。

イ 質問方法

・質問書（様式は実施要領に添付）により電子メールで行うこと。

（郵送、持参等不可）

・メールの件名に「プロポーザル質問、送信年月日（西暦 8 桁）、会社名」を入力し、添付の 1 ファイルにまとめて送信すること。

ウ 質問期限

令和元年 8 月 2 日（金）から 8 月 9 日（金）午後 2 時まで

（質問期限以降の質問は、受け付けません。）

エ 回答方法

市立長浜病院ホームページに掲載します。

オ 回答日

令和元年8月21日(水) (予定)

(4) 参加申込書受付期間

令和元年8月21日(水) から8月23日(金) 午後3時まで(持参)

ア 提出書類

(ア) 参加申込書

(イ) 業務受託実績を証明する書類の写し

(5) 企画提案書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書

(イ) 見積書

(ウ) 各業務人員配置計画

(エ) 会社(企業)の概要

※提出書類の詳細は、実施要領に従い、上記書類を正1部、副11部の計12部を提出すること。(イ)(ア)は正1部のみ。

イ 提出場所 上記4(1)に同じ。

ウ 提出方法及び期限

持参 令和元年8月29日(木) から9月4日(水) 午前10時から午後4時まで

(6) 参加資格審査結果通知

令和元年8月27日(火)

(7) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日 令和元年9月25日(水) 午後1時30分から

イ 実施場所 市立長浜病院 講堂

ウ 提案時間 20分間(提案説明は、本業務に従事する者が行うことが望ましい。)

エ 質疑応答 10分間

オ 参加人数 3名以内

カ 実施に際して必要な物は提案者が用意してください。ただし、電源のみ当院にて準備します。

キ プレゼンテーションは、提案内容に基づいて行ってください。提案書と異なる内容による説明や追加資料の配布は認めません。ただし、内容の省略による項数の変更及び構成の変更は妨げない。

(8) プレゼンテーション審査の結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、プレゼンテーション審査の結果を通知する。

ア 通知日 令和元年10月3日(木)

(9) その他

ア 失格となる企画提案書

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- (イ) 指定する様式および記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

- (ア) 提出書類の作成、参加等に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (ウ) 全ての提出書類は、返却しない。
- (エ) 提出された企画提案書は、業者の特定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- (オ) 提出された書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (カ) 評価基準点を下回る項目がある場合は失格となる。

5 その他の留意事項

- (1) この見積りは「長浜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年長浜市条例第 248 号）に基づく長期継続契約に係る見積りである。契約期間は 5 年間とするが、議会の承認による債務負担行為を設定していないので、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳出予算が削減される場合がある。この場合は、契約を変更又は解除することになる。
- (2) 詳細は、実施要領、仕様書等による。